

広島市立安佐北中学校・高等学校海外語学研修等奨学制度要綱

(目的)

第1条 国際化の進展に伴い、教職員・生徒・保護者の国際理解意識の醸成と語学力の向上を図ることを目的に広島市立安佐北中学校・高等学校PTAが主催して研修等の奨学を行う。

(名称)

第2条 この制度の名称は、「広島市立安佐北中学校・高等学校海外語学研修等奨学制度」(以下「語学研修等奨学制度」という。)とする。

(内容)

第3条 語学研修等奨学制度における主たる事業は、次のとおりとする。

- (1) 短期語学研修(1か月未満の海外研修)の計画・実施
- (2) 長期語学研修(1か月以上の海外研修)の計画・実施
- (3) 外国からの高校留学生のホームステイなどの受け入れ等の計画・実施
- (4) 外国への親善研修の計画・実施

(会議)

第4条 語学研修等奨学制度の計画・実施にあたっては、安佐北中学校・高等学校PTA役員会において協議のうえ実施する。

なお、必要に応じて役員以外の者に出席を求め、意見を求めることができる。

(実施経費)

第5条 語学研修等奨学制度に基づく事業(以下「奨学事業」という。)に係る財源は、PTA会費の一部をもって充てる。

2 奨学事業費のうち、次の項目に係るものについて負担する。

- (1) 外国人留学生ホームステイ等に係る経費

交歓会経費

ホームステイ受入れ先一部補助

- (2) 外国親善研修

交歓会経費

- (3) その他役員会で必要と認められた経費

3 ただし、語学研修実施に伴う引率者の下記に係る経費は研修参加生徒が負担する。

旅費

旅券印紙代

渡航手数料

任意海外旅行傷害保険料

超過手荷物料金

空港施設使用料

現地教育機関等との交流に要する経費

(事業実施報告)

第6条 事業実施後は、保護者・教職員に対し、報告を行うものとする。

(事務局)

第7条 事務局は、安佐北高等学校事務室内に置くものとする。

(その他)

第8条 他の行政的な支援事業等が実施されることとなった場合には、この語学研修等奨学制度は運営委員会に諮ったうえで、改廃するものとする。

付 則

この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年9月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。